

高津区民音楽祭運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 地域に芽生えた音楽を通して、区民との出会いと交流を深め、音楽を愛する区民の輪を広げ、歴史と伝統にはぐくまれたまち・高津の音楽文化を発展させるため、高津区民音楽祭を開催する。そして、その開催のため、高津区民音楽祭運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の役割)

第2条 運営委員会は、高津区民音楽祭の企画調整及び運営を行う。

(運営委員会の組織)

第3条 運営委員会は、主に区内で音楽関連事業を展開している団体の構成員、音楽関連事業を支援する団体の構成員を中心に、運営に積極的に携わる者で構成する。

(運営委員会の役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
会計	1名
会計監査	1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、運営委員会を代表して会務を掌理するとともに、座長を務める。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、運営委員会の会計を処理する。

(4) 会計監査は、運営委員会の会計を監査する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、原則として1年とし、3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の招集)

第6条 運営委員会は委員長が招集し、会議の座長は委員長があたる。

(部会等)

第7条 運営委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

(事務局)

第8条 運営委員会に事務局を置き、高津区役所まちづくり推進部地域振興課が担当する。

2 運営委員会の事務局長は、地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、運営委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成2年9月14日から施行する。

この要綱は、平成3年8月2日から施行する。

この要綱は、平成4年7月10日から施行する。

この要綱は、平成5年7月12日から施行する。

この要綱は、平成7年6月6日から施行する。

この要綱は、平成8年6月14日から施行する。

この要綱は、平成9年6月6日から施行する。

この要綱は、平成10年5月27日から施行する。

この要綱は、平成11年5月27日から施行する。

この要綱は、平成12年5月31日から施行する。

この要綱は、平成13年6月12日から施行する。

この要綱は、平成15年7月22日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。